

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成26年6月4日現在

機関番号：34310
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2011～2013
 課題番号：23510357
 研究課題名（和文）ドゥーリア概念の精緻化による、非暴力と身体性に根ざした社会モデルの構築
 研究課題名（英文）The Construction of Society based on Anti-Violence and Embodiment through the Concept of Doulia
 研究代表者
 岡野 八代 (OKANO, Yayo)
 同志社大学・グローバル・スタディーズ研究科・教授
 研究者番号：70319482
 交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）4,200,000円（間接経費）1,260,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、ドゥーリア概念、すなわち、圧倒的な弱者をケアする者にもまたケアする権利があるという考え方を基本とした、新しい社会を構想することであった。ケアする＝される関係は、通常の政治学が前提とする平等で権力関係も対称的な市民の関係とは異なり、非対称的であるがゆえに、暴力の要因を内包している。そうであるがゆえに、ケア関係とは圧倒的に弱い他者に非暴力で対応するという非暴力の実践を学ぶ営みである。当研究の主な業績は『フェミニズムの政治学—ケアの倫理から、グローバルな社会へ』（みすず書房、2012年）において公刊した。

研究成果の概要（英文）：. The aim of this research project was to conceive a new type of society based on the concept of *Doulia*, that is, the idea that those who care the weaker in a society also have a right to be cared. The relation between a care-taker and a care-receiver is different that among equal citizens, which the mainstream political science presumed. That relationship contains factors of violence and therefore the relationship of care is where people learn how to treat the weaker without violence. As for the main achievement of this project, I published the book, *The Politics of Feminism: From the Ethics of Care towards Global Society* in 2012.

研究分野：ジェンダー

科研費の分科・細目：ジェンダー

キーワード：グローバルな正義、ケアの倫理、社会学、政治学

1. 研究開始当初の背景

本研究には、以下のように、三つの学術背景が存在していた。

(1) 家族の両義性をめぐる議論：フェミニズム理論において、他者からのケアを必要とする者たちが集う「家族」については、近代家族論を中心にして80年代から多くの批判的考察がなされ、その価値の称揚が女性に与える両義的影響について議論されてきた。すでに1985年に江原由美子は、家族の価値を強調することは女性解放を妨げることを鋭く批判する一方で、「たいていの女は「家庭」の大切さを充分すぎるほど自覚している」と指摘している。近代的な家族規範が、女性の

従属的立場だけでなく、女性に対する暴力からも目をそむけさせてきたことは、つねにフェミニズムにおける批判の対象であった。しかしながら、歴史的に女性たちに担わされてきた役割とはいえ、多くの女性たちは、その手で個人を育て、慈しみ、支え合う家族の営みにおける肯定的な側面にもまた、光を当ててきたのである。

(2) ケアの倫理をめぐる議論：同様に、ケアの倫理を巡ってもまた、フェミニズム理論内部には母性主義への回帰を懸念する強い異論が存在した。C.ギリガンの『もう一つの声』（1982）が公刊された直後は、C. マッキノンにより、ケアの徳を表す女性の声は抑圧された

者の声にすぎないとの強い反論が寄せられた。他方で、マーサ・ファインマンに代表されるように、規範的家族を批判しながらも、自律的個人や異性愛単婚を前提としないより公正な社会を構築するために、実質的にケアする・される関係性を福祉ユニットと考えることを提唱していた。

(3) 同性愛者と家族をめぐる議論：家族規範は、同性愛者たちの権利運動においてヘテロ・セクシズムを制度的に支える抑圧の場として、80年代までは批判的であった。しかしながら、エイズ危機、レズビアン・ベビー・ブームを経て、同性愛者たちは自らの手で選択した家族の価値を発見することとなる。彼女・かれらの運動は、同性婚に対する賛否両論を経て、コミュニティ・レベルのケアの重要性、抑圧的社会に対する抵抗の場としての家族、コミュニティの価値を *hospitality*、すなわち、すべての者を受け入れる態度・精神に見いだす視点など、婚姻制度を中心に捉えがちであった家族に新たな光を投げかけた。

以上の学術的背景より、本研究は、環境に影響され時間によって変容する身体性と家族を関連させることで、リベラリズムに主流である契約論的な、同等のパートナーを中心とする家族論ではなくケアの倫理を再読し、ケアを必要とする他者に対する応答責任を中心とした家族論から出発することで、個の唯一性に対する尊重と非-暴力を基礎とする社会構築の可能性を提唱する、という着想に至った。

2. 研究の目的

本研究の初発の問題意識は、「国家の暴力性に対峙し、その暴力性に抵抗しうる理論をいかに構築するのか」(岡野『フェミニズムの政治学』424頁)であった。この問題意識は、20世紀を振り返ると、グローバルな規模で吹き荒れる女性に対する暴力がいつその激しさを増していることに、ようやく世界的な関心が高まっているなかで¹、日本軍「慰安婦」問題に対して、2000年に開催された女性国際戦犯法廷以後、日本の政治学からは一切、なんらの議論がなされなかったという学問状況から、抑えがたい問題として報告者に迫ってきたものである。

現在では、グローバルな政治思想やグローバルな正義論への関心が高まってきたが、それでもなお、政治学が国家中心主義を延々と

¹ このことを象徴するのが、国連安全保障理事会が2000年10月に全会一致で採択した決議1325号。この決議は、武力紛争における女性の課題に焦点を絞った初めての安保理決議である。

貫き、配分的正義を核とする正義論を精緻に構築している限り、過去と現在の国家暴力とその被害者に対して、学問的に接近することができないのではないかと。そして、じっさいに、日本の政治学全般からは、国家によって一人ひとりの市民がその生を脅かされている、あるいはすでに生そのものを奪われたという事実から、政治をどのように組み替えていくのか、といった問題に取り組んだ政治学のテキストがほとんど存在しない。

そこで、以下の二つのことを研究目的とした。

(1) 本研究は、人間の身体の社会性、身体が社会的、間主観的に育まれることの意味を政治学的かつ社会学的に明らかにし、グローバル社会において非-暴力的で身体性に根ざした社会の構築の必要性を提言することが目的であった。個の身体が生き延びるためには、その身体をケアする他者が必ず必要であり、ケアラーもまた、生き延びるためには人的・社会的支援が欠かせない。

(2) 以上の事実が軽視されている事態を、社会的暴力として捉えかえし、グローバル社会における家内労働者の移動をケアの収奪として批判するだけでなく、ケアする・される関係性を豊かな人間関係の中心として考えることによって、グローバルなケアの倫理・正義へと通じる道筋を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究の具体的研究方法は以下のとおり行った。

(1) ドゥーリア概念研究：中国・台湾・韓国における月嫂（妊産婦のケアを専門とするケア労働者）の実態調査研究と、ドゥーリア概念の理論研究。

(2) ケアの倫理とグローバル社会研究：文献研究を中心にした、ケアの倫理とグローバルな正義論を架橋する理論研究と、暴力に敏感で身体論を中心とする政治理論の確立。

具体的には、Virginia Held [ex. *The Ethics of Care: Personal, Political and Global* (Oxford U.P., 2007)], Annette Baier [ex. *Reflections on How We live* (Oxford U.P., 2010)] などから、ケアの倫理を学びつつ、ケアの倫理が国民国家の枠内で捉えられてきた正義論を越えうる可能性を追求し、Thomas Pogge を中心としたグローバルな正義論 [ex. *Global Ethics: Seminal Essays, Global Justice: Seminal Essays* (共に、Paragon House, 2008)] との接合を試みた。

4. 研究成果

本研究の成果としては、以下の三点があげられる。

(1) リベラリズムにおける主権国家主義

と主権的個人主義の結託の解明:

本研究がなによりも明らかにしたことは、近代リベラリズムが「主権的主体」を想定するゆえに、避けがたくその世界観は「公私二元論」に基づいている、という点である。現代リベラリズムのシティズンシップ論を検討して、それが一見すると「包摂」の理論でありながら、実は重要な点で「排除」の理論であると指摘した。というのは、市民たちが私的領域では個人的な「自由」を追求し、同時に公的領域では普遍的な「正義」の原則に従うべきであるというリベラルなシティズンシップ論の基本的な想定からは、決定的に排除されたものがあるからだ。それが「女性」であり、「身体」であり、「依存」であり、個別的具体的な「他者」である。さらに重要なのは、これらのものを「私的」領域において「忘却」させ、「不可視」にしているのが、リベラリズムの自由論であることをつきとめたことである。

(2) 社会構成原理としてのケアの倫理の再考と再興:

対面的な対人関係、つまり親密な関係にこそ相応しいと考えられがちであった「ケアの倫理」を、社会正義を構想し、かつ実現するためにも必要な倫理であることを明らかにした。第二波フェミニズム以降、自律/自立した個人を前提とする社会理論(正義論)を批判してきたフェミニスト理論にケアの倫理を再定位させることで、個々人の抱える一般化できないニーズに応え、他者を放置することで傷つけることを避け、相互依存的な関係性のなかこそ、その結果として個人が生まれてくることを指摘することが、いかに、社会契約論的な社会像を超える含意をもつかを明らかにした。

ケアの倫理を社会を構想する倫理であると同時に、現実の社会を読み解く理論の一つとして捉えかえたそのインパクトは、教育学のなかで、それまでのシティズンシップ教育の流れよりむしろ、近年ケアの倫理と教育との関係性を見直そうという、教育実践者たちの関心を大いに呼んだ。じっさい、報告者は、高校生活指導研究会大会での基調講演ほか、日本教育学会におけるコメンテータなどもつとめるようになった。

(3) ケアの倫理からグローバルな正義論へ: フェミニズム理論によって、ケア関係を中心に社会構想するべきだというこの主張によって、国家が中心として語られ続けていた安全保障を神話として批判することが可能となった。(1)でも言及した近代・現代リベラリズムは、国家の暴力性をほとんど問題としない。しかし他方で、国家暴力の被害者の立場を重視し、二度と同じ被害を出さないことを目指すフェミニズムは積極的に暴力と平和を論じてきた。しかしそのことは、女性(母

性)が平和を好むというようないわゆる本質主義的主張とはことなる、あたらしいコミュニティの模索の可能性を追求してきたからこそである。本研究においては、「注視」「保護すること」「気遣うこと」といった他者を謙虚に受け止めるフェミニズムの思考様式を母的思考として定義しなおし、21世紀にふさわしい反暴力論、平和論を探究した。

本研究のインパクトとして、1991年以降日本社会が解決するにいたらない日本軍「慰安婦」問題に対して、新しい責任論を展開し、どのような解決案が日本政府、ひいては日本国民に求められているのかといった提言として、日本にとどまらず韓国の女性団体にも受け要られ始めている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

すべて岡野八代の単著

- ① 「リベラルの夢から醒めて——フェミニズムの政治と情念」『年報政治学』1号: 69-92頁。2011年。査読無
- ② 「「慰安婦」問題と日本の民主化」『言語文化研究』23巻2号(2011年10月): 247-259頁。2011年。査読無

[学会発表] (計8件)

すべて岡野八代の単独発表

- ① 「原発民衆法廷の政治的意義について」ミニ・シンポジウム「司法/正義へのアクセス〜ジェンダーの観点から」日本法社会学会@青山学院大学(2013年5月11日)
- ② "What is the Political Significance of People's Tribunal in Japan" RCSL Working Group---Comparative Studies of Legal Professions---Subgroup Women/ Gender in Legal Profession, RCSL Congress No. 134@ Toulouse, Sep, 3rd, 2013.
- ③ コメント「教師の経験とジェンダー」(ラウンド・テーブル) 日本教育学会@一橋大学(2013年8月28日)。
- ④ 「ケアの倫理」のフェミニズムへの再定位——「ケアの倫理」か「正義の倫理」かの枠組みを疑う」関西倫理学会@立命館大学(2013年11月3日)。
- ⑤ 「「慰安婦」問題が突きつけた、安全保障問題——「安全保障」から「平和」へ」ジェンダー法学会@宮崎公立大学(2013年12月8日)。
- ⑥ "Revisiting Motherhood: Constructing

Justice for Care” Presented at Women’s Word @ University of Ottawa, Canada, July 4th.

- ⑦ 「ケアの倫理と正義論」@生命倫理学会、学会企画シンポジウム「生命倫理と正義」（於早稲田大学、10月15日）。
- ⑧ 『「家族」の可能性——自由論のなかで』@日本法哲学会、ワークショップ「家族という経験と法」（於一橋大学、11月12日）。

〔図書〕（計7件）

以下すべて岡野八代の単著論文

- ① 内藤正典・岡野八代（編）『グローバル・ジャスティス——新たな正義論への招待』（ミネルヴァ書房、2013年5月）総247頁。「序章」：1-15頁、「グローバルに正義を考える——日本軍「慰安婦」問題をケースにしながら——」：203-226頁。2013年。
- ② 『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバルな社会へ』（みすず書房）総448頁。2012年。
- ③ 『競合するジャスティス——ローカリティ・伝統・ジェンダー』（牟田和恵編、大阪大学出版会）第13章「ケアの倫理とコンフリクトの政治」：313-338頁。2012年。
- ④ *The Gender Politics of War Memory: Asia-Pacific and Beyond*, eds by Muta Kazue, Beverley Anne Yamamoto (Osaka: Osaka University Press), chap. 7 “Reconciliation over Past Sexual Slavery in Japan: The Case of the Comfort Women.”: 157- 175. 2012.
- ⑤ 『「慰安婦」問題の解決に向けて——開かれた議論のために』（志水紀代子・山下英愛編、白澤社）第5章「修復的正義——国民基金が閉ざした未来」：73- 96頁。2012年。
- ⑥ 『ジェンダーと法 第1巻 ジェンダー法学のインパクト』（三成美保・広渡清吾・阿部浩己・小島妙子編、日本加除出版株式会社）第7章「ケアの倫理と法——合衆国の同性婚論争における平等概念を中心に」：103-117頁。2012年。

牟田和恵との共著

- ⑦ 牟田和恵・エヴァ、キテイ・岡野八代『ケアの倫理からはじめる正義論 支えあう平等』（白澤社）、総172頁。2011年。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡野 八代 (OKANO, Yayo)

同志社大学・グローバル・スタディーズ研

究科・教授

研究者番号：70319482

(2) 研究分担者

牟田 和恵 (MUTA, Kazue)

大阪大学・人間科学研究科・教授

研究者番号：80201804

(3) 連携研究者

なし